

新	旧								
千葉県身体障害認定基準	千葉県身体障害認定基準								
第1条～第11条 略	第1条～第11条 略								
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">問</th> <th style="text-align: center;">答</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(1)～(13) 略</td> <td style="text-align: center;">(1)～(13) 略</td> </tr> </tbody> </table>	問	答	(1)～(13) 略	(1)～(13) 略	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">問</th> <th style="text-align: center;">答</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(1)～(13) 略</td> <td style="text-align: center;">(1)～(13) 略</td> </tr> </tbody> </table>	問	答	(1)～(13) 略	(1)～(13) 略
問	答								
(1)～(13) 略	(1)～(13) 略								
問	答								
(1)～(13) 略	(1)～(13) 略								
<p>附則 この基準は、平成15年4月1日から適用する。</p> <p>附則 この基準は、平成19年3月1日から適用する。</p> <p>附則 この基準は、平成22年4月1日から適用する。</p> <p>附則 この基準は、平成26年4月1日から適用する。ただし、同年3月31日までに身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師の診断書及び同条第3項に規定する意見書が作成された場合であって、同年4月1日から同年6月30日までに申請のあったものについては、改正前の基準により認定することとする。</p> <p>附則 この基準は、平成27年4月1日から適用する。</p> <p>附則 この基準は、平成28年4月1日から適用する。</p> <p>附則 この基準は、平成30年4月1日から適用する。ただし、同年3月31日までに身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師の診断書及び同条第3項に規定する意見書が作成された場合については、改正前の基準により認定することとする。</p> <p>附則 この基準は、平成30年7月1日から適用する。ただし、同年6月30日までに身体障害者福祉法第15条第1項に規定する医師の診断書及び同条第3項に規定する意見書が作成された場合については、改正前の基準により認定することとする。</p> <p><u>附則 この基準は、平成31年3月26日から適用する。ただし、同年3月25日までに身体障害者福祉法第15条第1項に規定する医師の診断書及び同条第3項に規定する意見書が作成された場合については、改正前の基準により認定することとする。</u></p>	<p>附則 この基準は、平成15年4月1日から適用する。</p> <p>附則 この基準は、平成19年3月1日から適用する。</p> <p>附則 この基準は、平成22年4月1日から適用する。</p> <p>附則 この基準は、平成26年4月1日から適用する。ただし、同年3月31日までに身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師の診断書及び同条第3項に規定する意見書が作成された場合であって、同年4月1日から同年6月30日までに申請のあったものについては、改正前の基準により認定することとする。</p> <p>附則 この基準は、平成27年4月1日から適用する。</p> <p>附則 この基準は、平成28年4月1日から適用する。</p> <p>附則 この基準は、平成30年4月1日から適用する。ただし、同年3月31日までに身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師の診断書及び同条第3項に規定する意見書が作成された場合については、改正前の基準により認定することとする。</p> <p>附則 この基準は、平成30年7月1日から適用する。ただし、同年6月30日までに身体障害者福祉法第15条第1項に規定する医師の診断書及び同条第3項に規定する意見書が作成された場合については、改正前の基準により認定することとする。</p>								
<p>別記 障害の状態及び所見（認定基準第9条） 略</p> <p>第1 視覚障害</p> <p>1 総括的解説</p> <p>(1) 屈折異常がある者については、最も適正なレンズを選び、矯正視力によって判定する。</p> <p>(2) 視力表は万国式を基準とした視力表を用いるものとする。</p> <p>(3) 視野はゴールドマン型視野計、<u>あるいは自動視野計を用いて測定する。</u>  <u>ゴールドマン型視野計を用いる場合は、「周辺視野角度（I/4視標による）の総和が左右眼それぞれ80度以下のもの」、「両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの」をI/4の視標を用い判定する。「両眼中心視野角度（I/2視標による）」はI/2の視標を用いて中心視野角度を測定した値により判定する。</u></p>	<p>別記 障害の状態及び所見（認定基準第9条） 略</p> <p>第1 視覚障害</p> <p>1 総括的解説</p> <p>(1) 視力の屈折異常がある者については、眼科的に最も適当な矯正眼鏡を選び、矯正後の視力によって判定する。</p> <p>(2) 視力表は万国式を基準とした視力表を用いるものとする。</p> <p>(3) 視野はゴールドマン視野計<u>及び自動視野計又はこれらに準ずるもの</u>を用いて測定する。<u>ゴールドマン視野計を用いる場合、中心視野の測定にはI/2の視標を用い、周辺視野の測定にはI/4の視標を用いる。それ以外の測定方法によるときは、これに相当する視標を用いることとする。</u></p>								

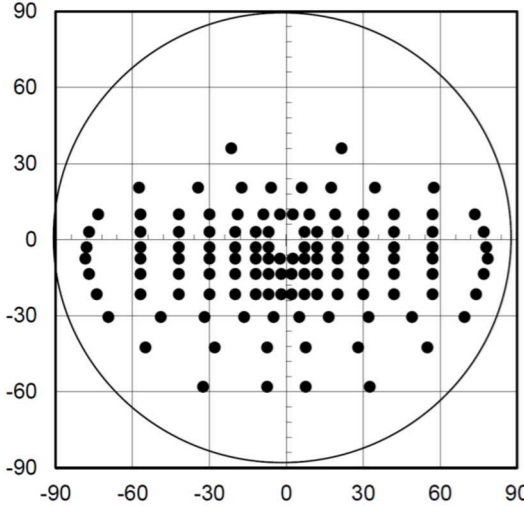
新

自動視野計を用いる場合は、両眼開放視認点数の算定には、両眼開放エスターマンテスト（図1）で120点を測定する。中心視野視認点数の算定には、10-2プログラム（図2）で中心10度内を2度間隔で68点測定する。

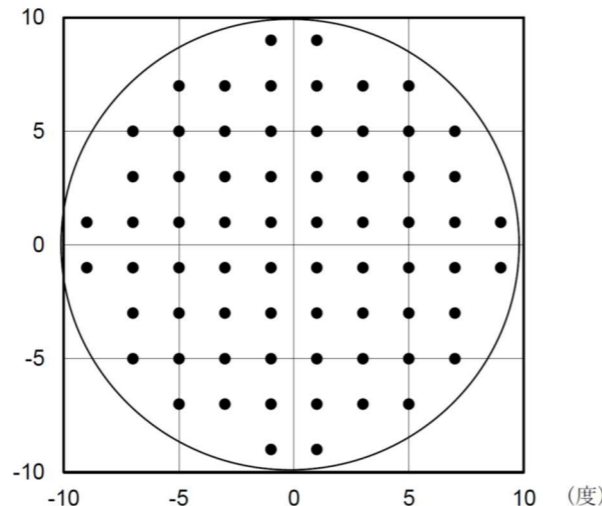
（図1）

（図2）

（度） 両眼開放エスターマンテスト（120点）



（度） 10-2プログラム（68点）



## 2 各項解説

### （1）視力障害

ア 視力は万国式試視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、矯正視力を用いる。

両眼の視力を別々に測定し、視力の良い方の眼の視力と他方の眼の視力とで等級表から等級を求める。

イ 両眼を同時に使用できない複視の場合は、非優位眼の視力を0として取り扱う。例えば、両眼とも視力が0.6で眼筋麻痺により複視が起こっていて、日常生活で片眼を遮閉しなければならないような場合には、一眼の視力を0とみなし6級となる。なお、顕性の眼位ずれがあっても、両眼複視を自覚しない場合には、これには該当しない。

### （2）視野障害

ア ゴールドマン型視野計を用いる場合は、「周辺視野角度（I/4視標による）の総和が左右眼それぞれ80度以下のもの」、「両眼中心視野角度（I/2視標による）」を以下によって判定する。

（ア）I/4の視標による8方向の周辺視野角度（上・内上・内・内下・下・外下・外・外上8方向の角度）の総和が左右眼それぞれ80度以下であるかどうかを判定する。8方向の周辺視野角度はI/4視標が視認できない部分を除いて

旧

## 2 各項解説

### （1）視力障害

ア 等級表中「両眼の視力の和」とは両眼視によって累加された視力の意味でなく、両眼の視力を別々に測った数値の和のことである。

（例）一眼の視力0.04、他眼の視力0.08の場合、その和は0.12となるので4級として認定する。

イ 視力0.01に満たないものの内、明暗弁（光覚弁）のもの又は手動弁のものは視力0として計算し、指数を弁ずるもの（50cm以下）は0.01として計算する。

（例）一眼の視力明暗弁、他眼の視力0.04の場合、その和は0.04となるので2級として認定する。

ウ 両眼を同時に使用できない複視の場合は、非優位眼の視力を0として取り扱う。

（例）両眼とも視力0.6で眼筋麻痺により複視の起こっているものは、一眼の視力を0とみなし6級として認定する。

### （2）視野障害

ア 視野の正常域の測定値は、内・上・下内・内上60度、下70度、上外75度、外下80度、外95度であり、合計560度になる。

新	旧
<p><u>算出する。</u></p> <p><u>I / 4 の視標で、周辺にも視野が存在するが中心部の視野と連続しない場合は、中心部の視野のみで判定する。</u></p> <p><u>I / 4 の視標で、中心10度以内に視野が存在しない場合は、周辺視野角度の総和が80度以下として取り扱う。</u></p> <p><u>(イ) I / 2 の視標による8方向の中心視野角度の総和を左右眼それぞれ求める。</u>  <u>8方向の中心視野角度は I / 2 視標が視認できない部分を除いて算出する。さらに、次式により、両眼中心視野角度を計算する（小数点以下は四捨五入し、整数で表す）。</u></p> <p><u>両眼中心視野角度 = (3 × 中心視野角度の総和が大きい方の眼の中心視野角度の総和 + 中心視野角度の総和が小さい方の眼の中心視野角度の総和) / 4</u></p> <p><u>なお、I / 2 の視標で中心10度以内に視野が存在しない場合は、中心視野角度の総和は0度として取り扱う。</u></p> <p><u>イ 自動視野計を用いる場合は、両眼開放視認点数および両眼中心視野視認点数を以下の方法で判定する。</u></p> <p><u>(ア) 視標サイズⅢによる両眼開放エスターマンテストで両眼開放視認点数が70点以下かどうかを判定する。</u></p> <p><u>(イ) 視標サイズⅢによる10-2プログラムで測定を行い、左右眼それぞれ感度が26dB以上の検査点数を数え中心視野視認点数を求める。dBの計算は、背景輝度31.5asbで、視標輝度10,000asbを0dBとしたスケールで算定する。</u>  <u>さらに、次式により、両眼中心視野視認点数を計算する（小数点以下は四捨五入し、整数で表す）。</u></p> <p><u>両眼中心視野視認点数 = (3 × 中心視野視認点数が多い方の眼の中心視野視認点数 + 中心視野視認点数が少ない方の眼の中心視野視認点数) / 4</u></p> <p><u>ウ 「両眼による視野の2分の1以上欠けているもの」とは、両眼で一点を注視しつつ測定した視野が、生理的限界の面積の2分の1以上欠損している場合の意味である。</u></p> <p><u>(ア) 視野の生理的限界は、左右眼それぞれに上・内上・内・内下60度、下70度、外下80度、外95度、外上75度である。</u></p> <p><u>(イ) ゴールドマン型視野計を用いる場合は、左右眼それぞれに測定した I / 4 の視標による視野表を重ね合わせることで、両眼による視野の面積を得る。その際、面積は厳格に計算しなくてよい。</u></p> <p><u>(ウ) 自動視野計を用いる場合は、両眼開放エスターマンテストで視認点数が100点以下である。</u></p>	<p><u>イ 「両眼による視野の二分の一以上が欠けているもの」とは、両眼で一点を注視しつつ測定した視野の生理的限界の面積が2分の1以上欠損している場合の意味である。したがって、両眼の高度の不規則性視野狭窄又は半盲性視野欠損等は該当するが、交叉性半盲症等では該当しない場合もある。</u></p> <p><u>この場合の視野の測定方法は、片眼ずつ測定し、それぞれの視野表を重ね合わせることで視野の面積を測定する。その際、面積は厳格に測定しなくてもよいが、診断書には視野表を添付する必要がある。</u></p> <p><u>ウ 「両眼の視野が10度以内」とは、求心性視野狭窄の意味であり、輪状暗点があるものについて中心の残存視野がそれぞれ10度以内のものを含む。</u></p> <p><u>エ 視能率の測定は、I / 2 の視標を用いて測定した中心視野によるものとする。</u></p> <p><u>オ 両眼の視能率による損失率は、各眼毎に8方向の視野の角度を測定し、その合算した数値を560で割ることで各眼の損失率を求める。さらに、次式により、両眼の損失率を計算する。損失率は百分率で表す。（各計算における百分率の小数点以下は四捨五入とし、整数で表す。）</u></p> <p><u>(3 × 損失率の低い方の眼の損失率 + 損失率の高い方の眼の損失率) / 4</u></p> <p><u>カ 視野障害の状態において、視能率を測定・記載するのは、求心性視野狭窄が認められ、両眼の中心視野がそれぞれ I / 2 の視標で10度以内の場合である。この場</u></p>

新		旧	
		<u>合、輪状暗点があるものについて、中心の残存視野がそれぞれ1/2の視標で10度以内のものも含むこととする。</u>	
問	答	問	答
(1) 2歳児で、右眼 <u>球</u> 摘出による視力0、左眼視力測定不能（瞳孔反応正常）の場合、幼児の一般的な正常視力（0.5～0.6）をもって左眼視力を推定し、6級に認定することは可能か。	(1) 乳幼児の視力は、成長につれて <u>発達するもの</u> であり、この場合の推定視力は永続するものとは考えられず、6級として認定することは適当ではない。 障害の程度を判定することが可能となる年齢（概ね満3歳）になってから、認定を行うことが適当と考えられる。	(1) 2歳児で、右眼摘出による視力0、左眼視力測定不能（瞳孔反応正常）の場合、幼児の一般的な正常視力（0.5～0.6）をもって左眼視力を推定し、両眼の視力の和を0.5～0.6として6級に認定することは可能か。	(1) 乳幼児の視力は、成長につれて <u>改善されるのが通常</u> であり、この場合の推定視力は永続するものとは考えられず、6級として認定することは適当ではない。 障害の程度を判定することが可能となる年齢（概ね満3歳）になってから、認定を行うことが適当と考えられる。
(2) 片眼の視力を全く失ったものでも、他眼の矯正視力が0.7以上あれば視力障害には該当しないが、片眼の視野が全く得られないことから、視野の2分の1以上を欠くものとして視野障害として認定できるか。	(2) <u>片眼の視力を全く失ったもので、他眼の矯正視力が0.7以上ある場合、視覚障害の認定の有無、程度は、他眼の視野の状態により異なるため、通常の流れで視野検査を行い評価する必要がある。</u>	(2) 片眼の視力を全く失ったものでも、他眼の矯正視力が0.7以上あれば視力障害には該当しないが、片眼の視野が全く得られないことから、視野の2分の1以上を欠くものとして視野障害として認定できるか。	(2) <u>視野の2分の1以上を欠くものとは、片眼ずつ測定したそれぞれの視野表を重ね合わせた上で面積を算定するため、片眼の視力0をもって視野の2分の1以上の欠損としては取り扱わないこととなっており、この場合はいずれの障害にも該当しないと判断することが適当である。</u>
(3) 略	(3) 略	(3) 略	(3) 略
(4) 外眼筋麻痺等による斜視により、両眼視が不可能な場合は、認定基準の「両眼を同時に使用できない複視の場合は、非優位眼の視力を0として取り扱う」との規定を準用し、両眼視のできない複視と同様に捉えて障害認定を行ってよいか。	(4) <u>これは、眼筋麻痺等によって、片眼を遮閉しないと生活ができない程度の複視の場合に適用される。</u> 両眼視のできない場合を、全て複視と同様に扱うことは適当ではない。 <u>明らか眼位の異常があっても両眼複視を自覚しない場合にはこれらに該当しない。</u>	(4) 外眼筋麻痺等による斜視により、両眼視が不可能な場合は、認定基準の「両眼を同時に使用できない複視の場合は、非優位眼の視力を0として取り扱う」との規定を準用し、両眼視のできない複視と同様に捉えて障害認定を行ってよいか。	(4) 両眼視のできない場合を、全て複視と同様に扱うことは適当ではないが、 <u>明らかな眼位の異常等により両眼視ができない場合は、複視と同様に取扱って認定することは可能である。</u>
(5) <u>視野障害の認定について、次のような中心視野の判断を要するような事例の判断について、</u> <u>ア. 中心視野を含めた視野全体について、1/2の視標のみを用いて測定した結果で申請が出ているが、どのように判断すべきか。</u>  <u>イ. 矯正視力が右0.7、左0.3のも</u>	(5) <u>ア. 視野障害の申請には、視野図の添付が必要である。1/4の視標での周辺視野の測定結果の記載も不可欠であり、1/2の視標による計測結果のみをもって判断することは適当ではない。</u> <u>イ. 1/4の視標による周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下で</u>		

新		旧		
<p><u>ので、I/4の視標を用いた周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下あるが、I/2の視標では視標そのものが見えず、両眼中心視野角度が0度となる場合は、視野障害2級として認定して差し支えないか。</u></p> <p><u>(6) ゴールドマン型視野計と自動視野計の両方の測定結果を組み合わせで判定を行ってもよいか。</u></p> <p><u>(7) ゴールドマン型視野計のI/4視標、または両眼開放エスターマンテストが正常範囲であっても、両眼中心視野角度または両眼中心視野視認点数(10-2プログラム)に異常があった場合、等級判定を行ってよいか。</u></p> <p><u>(8) ゴールドマン型視野計で周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下とは、どのように算出すればよいか。</u></p> <p><u>(9) ゴールドマン型視野計でI/2視標による8方向の中心視野角度の総和を左右眼それぞれ求める時、中心暗点、傍中心暗点が存在する場合、中心視野が固視点を含まずに偏心している場合の計算はどのように行うか。</u></p>	<p><u>あり、中心視野についてI/2の視標を用いて測定した場合の両眼中心視野角度が0度であれば、中心視力があっても2級として認定することが適当と考えられる。</u></p> <p><u>(6) ゴールドマン型視野計と自動視野計の測定結果を混在して評価に使用することはできない。それぞれの視野計のみの結果を用い判定を行う必要がある。ただし、どちらの視野計を用いるかは診断医の判断による。また、自動視野計において等級判定上信頼性のある測定が困難な場合は、ゴールドマン型視野計で評価する。</u></p> <p><u>(7) ゴールドマン型視野計では、I/4視標に異常がなくとも、I/2視標による両眼中心視野角度が56度以下であれば5級と判定される。自動視野計では、両眼開放エスターマンテストに異常がなくとも、10-2プログラムにおける両眼中心視野視認点数が40点以下であれば5級と判定される。</u></p> <p><u>(8) ゴールドマン型視野計を用いる場合は、I/4の視標による8方向の周辺視野角度の総和が左右とも80度以下であるかどうかを判定する。その際には8方向の周辺視野角度はI/4視標が視認できない部分を除いて算出する。(図)</u></p> <p><u>(9) 8方向の中心視野角度は、I/2視標が視認できない部分を除いて算出する(図)。I/2視標で中心10度以内に視野が存在しない場合は、中心視野角度の総和は0度として取り扱う。</u></p>			

新		旧	
<p>(10)視力障害と視野障害の両方が障害程度等級表に掲げる障害に該当する場合について</p> <p>(11)重度の知的障害により視力測定が不能である場合について</p>	<p>(10)重複障害認定の場合と同様に、視力障害と視野障害の合計指数により認定する。</p> <p>(11) 医学的根拠に基づき推定できる限度において判定を行うこと。</p>	<p>(5)視力障害と視野障害の両方が障害程度等級表に掲げる障害に該当する場合について</p> <p>(6)重度の知的障害により視力測定が不能である場合について</p> <p>(7)認定基準には「<u>両眼の視野が10度以内</u>」とは、<u>求心性視野狭窄の意味であり</u>とされているが、これは視野が10度以内でなければ求心性視野狭窄ではないということか。</p> <p>(8)求心性視野狭窄と認められないと診断医は判定しているが、<u>I/2及びI/4の視標を用いて測定すると、いずれにおいても視野が10度以内となる場合はどのように認定するのか。</u></p>	<p>(5)重複障害認定の場合と同様に、視力障害と視野障害の合計指数により認定する。</p> <p>(6)医学的根拠に基づき推定できる限度において判定を行うこと。</p> <p>(7)求心性視野狭窄の判断は、一般的に視野が周辺からほぼ均等に狭くなる等の所見から診断医が総合的に判断するものであり、視野が10度以内のもの限定しているものではない。  <u>認定基準上の求心性視野狭窄は、原因疾患に関わらず上記により診断医が求心性視野狭窄が認められると判断した場合で、かつ、視野の測定にゴールドマン視野計を用いる場合には、I/4の視標による測定の結果、両眼の視野がそれぞれ10度以内である場合を対象としている。</u></p> <p>(8)認定基準における視野の測定は、<u>求心性視野狭窄が認められる場合において、ゴールドマン視野計を用いる場合、まずI/4の視標を用いて周辺視野の測定を行い、I/4の視標による両眼の視野がそれぞれ10度以内の場合には、I/2の視標を用いて中心視野の測定を行い、視能率の計算を行うこととしている。</u>  <u>視野障害の判断については、I/4の視標による周辺視野の測定が不可欠であり、I/2の視標による計測結果のみをもって判断することは適当ではない。</u>  <u>なお、求心性視野狭窄と認められる場合において、周辺視野の状況に関わらず、中心視野についてI/2の視標を用いて測定した場合の視能率による損失率が100%であれば、中心視力があっても視野障害2級相当として認定することは適当である。</u></p>

新

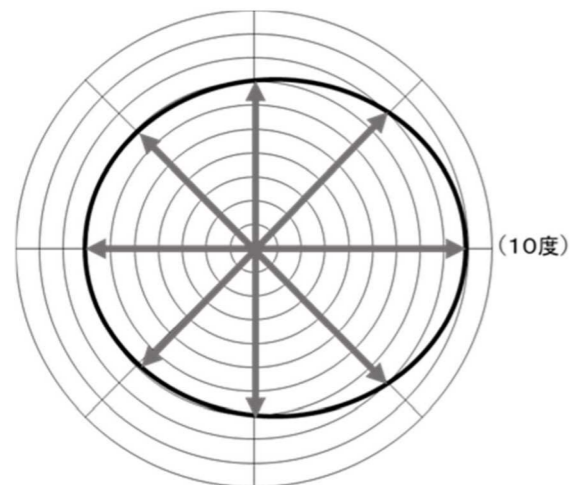
旧

本事例については、診断医が求心性視野狭窄とは認められないとしていることから、I/4の視標及びI/2の視標での測定結果が10度以内であっても、「両眼による視野の二分の一以上が欠けているもの」として5級に該当するものと考えられる。

周辺視野角度、中心視野角度の算出方法

周辺視野角度はI/4の視標、中心視野角度はI/2の視標を用いる。

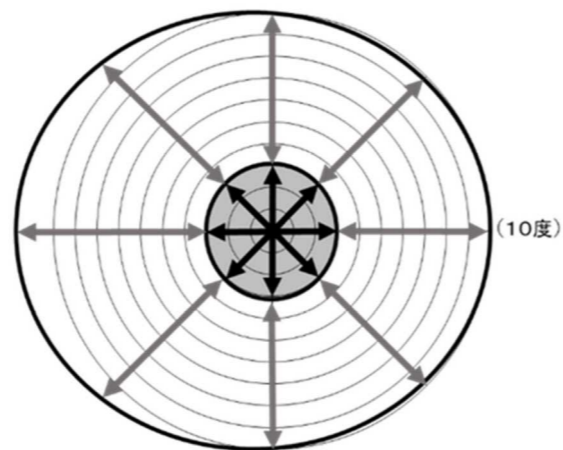
視野角度の総和の算出方法



8方向の経線とイソプタとの交点の角度を視野角度とし、その合計を視野角度の総和とする。

$(7+8+7+9+8+7+7+7)=60(\text{度})$

中心暗点が存在する場合



中心暗点が存在する場合は、各経線とイソプタとの交点の角度から、暗点と重なる部分の角度を差し引いて視野角度とし、その合計を視野角度の総和とする。

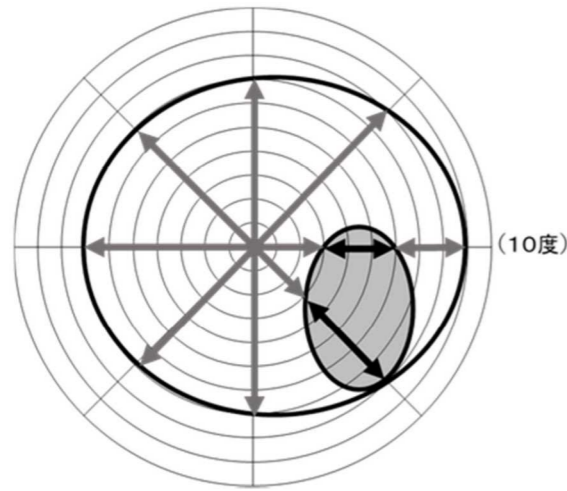
$(10-3)+(11-3)+(12-3)+(11-3)+$

$(10-3)+(10-3)+(10-3)+(10-3)=60(\text{度})$

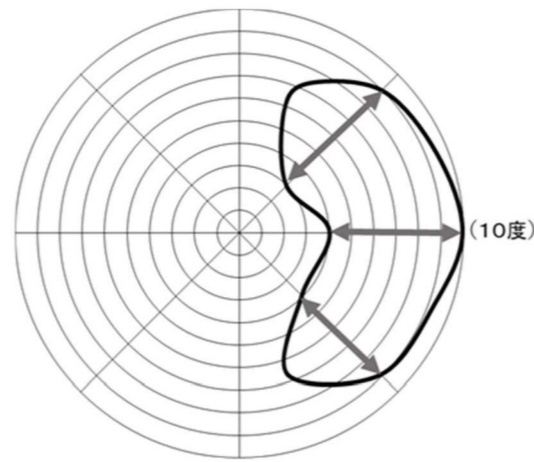
新

旧

傍中心暗点が存在する場合



固視点を含まずに偏心している場合



傍中心暗点が存在する場合は、各経線とイソプタとの交点の角度から、暗点と重なる部分の角度を差し引いて視野角度とし、その合計を視野角度の総和とする。

$$7+8+(9-3)+(5)+7+7+7+7=7+8+6+3+7+7+7+7=52(\text{度})$$

イソプタが、固視点を含まずに偏心している場合、イソプタが経線と重なる部分を視野角度とし、その合計を視野角度の総和とする。

$$0+0+0+0+0+5+6+6=17(\text{度})$$

## 診断書・意見書の記載上の注意 【視覚】

## 診断書・意見書の記載上の注意 【視覚】

### 1 総括表

(1) ~ (3) 略

#### (4) ⑤総合所見

傷病の発生から現状に至る経過及び現症を通じて身体障害者としての障害認定に必要な症状の固定又は永続性の状態を記載する。成長期の障害、進行性病変に基づく障害、手術等により障害程度に変化が予測される場合は、将来再認定の時期等を記載すること。

(5) ~ (6) 略

### 2 視覚障害の状況及び所見

(1) 1 視力 略

#### (2) 2 視野

ア ゴールドマン型視野計又は自動視野計、それぞれの視野計のみの結果を用いて判定結果を記入すること。

### 1 総括表

(1) ~ (3) 略

#### (4) ⑤総合所見

4級以上の視野障害の場合、求心性視野狭窄に当たるか否かを記入すること。将来再認定の必要ありと認める場合、その理由（進行性病変、成長に伴う変化、手術、機能回復訓練等）と時期を記入すること。

(5) ~ (6) 略

### 2 視覚障害の状況及び所見

(1) 1 視力 略

#### (2) 3 中心視野

ア 視能率を測定・記入する必要があるのは、求心性視野狭窄により両眼の中心視野がそれぞれ I/2 の視標で 10度以内の場合である。この場合、輪状暗点があるもの



新	旧
<p><u>イ ゴールドマン型視野計では中心30度内は適宜矯正レンズを使用し、30度外は矯正レンズを装用せずに測定する。</u></p> <p><u>ウ 自動視野計で判定する場合は、視標サイズⅢを用い、両眼開放エスターマンテスト、ならびに10-2 プログラムを用いる。自動視野計では10-2 プログラムは適宜矯正レンズを使用し、両眼開放エスターマンテストは矯正眼鏡を装用せずに実施する。</u></p> <p><u>エ ゴールドマン型視野計又は自動視野計の結果は、診断書に添付すること。</u></p> <p>(3) <u>3</u> 現症 前眼部、中間透光体及び眼底についての病変の有無とその状態を記載する。</p> <p>3 その他の留意点 略</p>	<p><u>で、中心の残存視野がそれぞれ I /2 の視標で 10 度以内のものも含む。</u></p> <p><u>イ 求心性視野狭窄においては、視力は測定可能でも、指定された I /2 の視標では視野が測定不能な場合があるが、その場合、視能率による損失率 100%として取り扱う。</u></p> <p>(3) <u>4</u> 現症 外眼、中間透光体及び眼底についての病変の有無とその状態を記入すること。</p> <p>3 その他の留意点 略</p>

第六号様式 (第八号)

身体障害者技能書・意見書 (視覚障害用)

記載例

氏名	〇 〇 〇	性別	男	生年	〇〇年〇月〇日	生	〇〇	本
住所	〇〇市 〇〇町 〇-〇-〇〇							
① 障害名 (障害を明記)	※「視野障害」「視力障害」等を入力							
② 原因となった疾病・外傷名	両眼 網膜色素変性症 (交通・空気・水の事故、感染、創傷、発熱、日光浴等)による中心視)							
③ 医師・外傷発生年月日	昭和60年4月 曜日 曜 日 曜 日 曜 日 ※ 不明の場合は、取得日又は1-9月と記入							
④ 参考となる経過・施設 (エッセンス欄写真及び検定所写真を含む。)	※ 障害原因が不明の場合は、検定年月で記入							
	障害原因又は検定確定 (曜日) 年 月 日							
⑤ 検定所名	※ 4歳以上の視野障害の場合、求心性視野狭窄に当たるか否かを記入 (検定所確定 年・月)							
⑥ その他参考となる合併症状								
上記のとおり診断する。併せて以下の意見を付す。 平成31年4月 〇〇 日 病歴又は診断所の名称: ΔΔ病院 所在地: ΔΔ市ΔΔ町ΔΔ 担当医師氏名: ΔΔ 科 医師氏名 ΔΔ ΔΔ ⑦								
身体障害者技能書第16条第3項の意見 (障害程度等級についても参考意見を記入) ※ 等級表による級別換算								
障害の程度は、身体障害者技能書印刷部に								
掲げる障害に (該当する) (1 級相当) 級								
, 該当しない 級								

注  
1. 障害名は、検定所について診断書、検定所検定簿等に記入し、検定となった障害には、検定所検定簿等に記入した障害名を記入してください。  
2. 「障害の程度」とは「障害」と「等級」(「級」換算)とを併記してください。  
3. 障害原因が不明の場合は、検定年月で記入してください。

新

1. 視力

検定視力	矯正視力	
右眼	m.m	k.c x D ( ) c y l D A s ( )
左眼	0.02	0.05 x D ( ) c y l D A s ( )

\* 前後非の場合、距離 (30cm 等) も記載 ※ 矯正不能の場合、その旨を記載

2. 視野

ゴーランドマン型視野計

(1) 両眼視野の面積 (1/4)

① 両眼の視野が中心1.0度以内

上	内上	内	内下	下	外下	外	外上	合計
右	7	8	9	8	7	7	7	60 度 (≧80)
左	7	7	7	7	7	8	9	60 度 (≧60)

② 両眼による視野が2分の1以上次値 ( ) (VVV式)

(2) 中心視野の面積 (1/2)								
右	3	3	3	3	3	3	3	① 24 度
左	2	2	2	2	2	2	2	② 16 度

(0.009 NVA等) (0.009 NVA等)

面積率 ( ) 24 x 3 + 16 / 4 = 22 度

旧

第六号様式 (第八号)

身体障害者技能書・意見書 (視覚障害用)

記載例

氏名	〇 〇 〇	性別	男	生年	〇〇年〇月〇日	生	〇〇	本
住所	〇〇市 〇〇町 〇-〇-〇〇							
① 障害名 (障害を明記)	※「視野障害」「視力障害」等を入力							
② 原因となった疾病・外傷名	両眼 網膜色素変性症 (交通・空気・水の事故、感染、創傷、発熱、日光浴等)による中心視)							
③ 医師・外傷発生年月日	昭和60年4月 曜日 曜 日 曜 日 曜 日 ※ 不明の場合は、取得日又は1-9月と記入							
④ 参考となる経過・施設 (エッセンス欄写真及び検定所写真を含む。)	※ 障害原因が不明の場合は、検定年月で記入							
	障害原因又は検定確定 (曜日) 年 月 日							
⑤ 検定所名	※ 4歳以上の視野障害の場合、求心性視野狭窄に当たるか否かを記入 (検定所確定 年・月)							
⑥ その他参考となる合併症状								
上記のとおり診断する。併せて以下の意見を付す。 平成30年4月 〇〇 日 病歴又は診断所の名称: ΔΔ病院 所在地: ΔΔ市ΔΔ町ΔΔ 担当医師氏名: ΔΔ 科 医師氏名 ΔΔ ΔΔ ⑦								
身体障害者技能書第16条第3項の意見 (障害程度等級についても参考意見を記入) ※ 等級表による級別換算								
障害の程度は、身体障害者技能書印刷部に								
掲げる障害に (該当する) (1 級相当) 級								
, 該当しない 級								

注  
1. 障害名は、検定所について診断書、検定所検定簿等に記入し、検定となった障害には、検定所検定簿等に記入した障害名を記入してください。  
2. 「障害の程度」とは「障害」と「等級」(「級」換算)とを併記してください。  
3. 障害原因が不明の場合は、検定年月で記入してください。

視覚障害者の等級及び所見

1. 視力

検定	矯正
右	0.02 ( 0.05 ) x D C y l D A s ( )
左	0.02 ( 0.05 ) x -0.75 D C y l -1.00 D A s 30' ( )

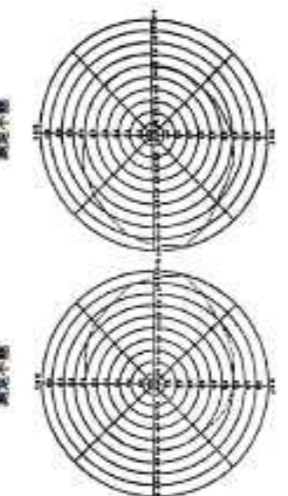
※ 両眼非の場合、距離 (30cm 等) も記載  
※ 矯正不能の場合、その旨を記載

2. 視野

求心性視野狭窄の有無 ( ) ( ) ( )

右 測定不能

左 測定不能



注1 視野障害の有無は、検定された両眼視野の範囲内で行うものとする。  
注2 測定不能の場合、その旨を記入。  
注3 片眼視野計による場合は、検査結果 (等し) を併付

測定方法  
 (1) 周辺視野の評価  
 両眼視野エヌエヌーワンテスト  
 両眼視野測定器

(2) 中心視野の評価 (10-2Hプログラム)

右 ① 左 12.16 dB

右 ② 左 12.16 dB

視野の中心 (20 degrees) ① ②

① × 3 + ② / 4 = ③

3. 判定

評価値	①	②	③
正常			
中等障害	人工水晶内眼	人工水晶外眼	
眼 症	網膜色素上皮症	網膜色素上皮症	

視野 = 27 度数

(注) コーヒーやタバコ等の嗜好品を服用している場合は、その影響により、40の基準によるものと、1/3が標準によるものと併記に及び、よりによりに要する。

5. 中心視野 標準 [ 1 / 2 ]

異常不備  
 異常率の測定は、1/2の距離を測って測定した中心視野による

上	上外	外	外下	下	下外	外下	下	下外	外	外上	上	異常率
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0%
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(0/100) × 100
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	100 (100-0)

右 各対象 (①、②) における百分率の小数点以下は四捨五入とし、異常で表示。  
 視野の中心

(0/100) × 100 = 0% (0/100) × 100 = 0% (0/100) × 100 = 100%

4. 判定

評価値	①	②	③
正常			
中等障害	人工水晶内眼	人工水晶外眼	
眼 症	網膜色素上皮症	網膜色素上皮症	

視力

視力	0.01	0.02	0.03	0.04	0.05	0.06	0.07	0.08	0.09	0.1	0.12	0.15	0.2	0.25	0.3	0.4	0.5	0.6	0.8	1.0
視力	0.01	0.02	0.03	0.04	0.05	0.06	0.07	0.08	0.09	0.1	0.12	0.15	0.2	0.25	0.3	0.4	0.5	0.6	0.8	1.0
視力	0.01	0.02	0.03	0.04	0.05	0.06	0.07	0.08	0.09	0.1	0.12	0.15	0.2	0.25	0.3	0.4	0.5	0.6	0.8	1.0

視力

視力の異なる方の視力  
 \*視軸が視力の異なる方の視力、縦軸が視力の異なる方の視力、視軸が視力の異なる方の視力を示す。  
 \*指数は0.01とする。

視野

等級	ゴールドマン型視野計		自動視野計	
	1/4視野	1/2視野	同視野計エスタマンテスト視野計点數	10-2プログラム視野中心視野計點數
2級	周辺視野角の総和が左右それぞれ80度以下	同視野中心視野角度28度以下	70点以下	20点以下
3級	同上	同視野中心視野角度56度以下	同上	40点以下
4級	同視野による視野が2分の1以上欠損	同視野中心視野角度56度以下	同上	同上
5級	同上	同視野中心視野角度56度以下	同上	40点以下

第2 聴覚、平衡、音声・言語又はそしゃく機能障害～第7 ぼうこう又は直腸機能障害略

第8 小腸機能障害  
 1 等級表1級に該当する障害は、次のいずれかに該当し、かつ、栄養維持が困難（注1）となるため、推定エネルギー必要量（表1）の60%以上を常時中心静脈栄養法で行う必要のあるものをいう。  
 ア 疾患等（注2）により小腸が切除され、残存空・回腸が手術時、75cm未滿（ただし乳幼児期は30cm未滿）になったもの  
 イ 小腸疾患（注3）により永続的に小腸機能の大部分を喪失しているもの  
ウ 小腸移植後、抗免疫療法を必要とする期間中であるもの

2～（注8）略

問	答
(1)～(4)略	(1)～(4)略
<u>(5)小腸移植後、抗免疫療法を必要とする者について、手帳の申請があった場合はどのように取り扱うべきか。</u>	<u>(5)小腸移植後、抗免疫療法を必要とする期間中は、小腸移植によって日常生活活動の制限が大幅に改善された場合であっても1級として取り扱う。</u>

第2 聴覚、平衡、音声・言語又はそしゃく機能障害～第7 ぼうこう又は直腸機能障害略

第8 小腸機能障害  
 1 等級表1級に該当する障害は、次のいずれかに該当し、かつ、栄養維持が困難（注1）となるため、推定エネルギー必要量（表1）の60%以上を常時中心静脈栄養法で行う必要のあるものをいう。  
 ア 疾患等（注2）により小腸が切除され、残存空・回腸が手術時、75cm未滿（ただし乳幼児期は30cm未滿）になったもの  
 イ 小腸疾患（注3）により永続的に小腸機能の大部分を喪失しているもの

2～（注8）略

問	答
(1)～(4)略	(1)～(4)略

新		旧
	<p><u>なお、抗免疫療法を要しなくなった後、改めて認定基準に該当する等級で再認定することは適当と考えられる。</u></p>	
第8～第2章 略		第8～第2章 略